

令和7年度第2回古賀市スポーツ推進審議会  
(市民体育館基本設計専門部会) 会議録

(要約筆記)

【会議の名称】 令和7年度第2回古賀市スポーツ推進審議会  
(市民体育館基本設計専門部会)

【日時・場所】 令和7年6月26日(木) 18:30～20:00  
リーパスプラザこが交流館1階103洋室

【審議会次第】

1. 開会
2. 審議会成立の報告
3. 部会長あいさつ
4. 概要説明及び議事  
(1) 市民体育館基本設計について
  - ・市民体育館基本設計について
  - ・その他自治体体育館具体例
5. その他
6. 閉会

【傍聴者数】 1人

【出席委員等の氏名】

委員：吉永春男委員(部会長)、斎藤光範委員、花田亜紗美委員、平野貴代子委員、長崎英明委員、牟田口政和委員、村上恵美委員  
事務局：生涯学習推進課 課長 樋口武史、生涯学習推進課 参事補佐 兼スポーツ振興係長 渋田孝治、その他1名

【欠席委員の氏名】 欠席なし

【庶務担当部署名】 生涯学習推進課

## 【委員に配布した資料の名称】

- ・市民体育館基本設計専門部会について（別紙１）
- ・その他自治体体育館具体例（別紙２）

## 【審議会概要】

- （１）市民体育館基本設計専門部会について

## 【事務局による概要説明】

『１．市民体育館の敷地面積』について、都市公園法第４条では公園施設として設けられる建築物の建蔽率は２％と定められている。建蔽率は敷地面積に対する建築面積の割合が、定められた割合を超えてはならないものであり、これを千鳥ヶ池公園で計算すると、千鳥ヶ池公園の敷地面積は $98,000\text{ m}^2$ であることから、建築物の最大面積は $1,960\text{ m}^2$ となる。しかし、これは公園内全ての建築物面積を含んでの２％である。千鳥ヶ池公園には $559.7\text{ m}^2$ の建築物があり、新しい市民体育館面積は最大で $1,400\text{ m}^2$ までとなってしまう。

しかしながら、都市公園法第４条の建蔽率において、『ただしその他政令で定める特別の場合においては、条例で定めるが範囲内でこれを超えることができる』と明記されており。古賀市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例第５条において、その特別の範囲は、令第６条１項第１号に規定する建築物、当該都市公園の敷地面積の１０％と定められている。

令第６条は都市公園法施行令となっており、その特別の場合と同条第４項に規定する運動施設を設ける場合と定められている。同条第４項に規定された運動施設には、『体育館』の明記は無いが、『その他これらに類するもの』に体育館が該当することから、新しい市民体育館における建蔽率は１０％となる。

建蔽率１０％の場合の新しい建築物における最大面積を計算したが、 $9,240\text{ m}^2$ が新しい市民体育館の建築最大面積となることが分かった。

千鳥ヶ池公園における公園再整備計画では、市民体育館の新築移転先が千鳥ヶ池公園多目的グラウンド内となっているが、現況の多目的グラウンドは約 $10,000\text{ m}^2$ 程度の面積になる。法令上は $9,240\text{ m}^2$ の新しい市民体育館を建築することが可能であるが、併せて新設される芝生広場、エントランス広場、駐車場との整合を図りながら市民体育館の規模を考える必要がある。

『２．その他自治体体育館具体例』について芝生広場、エントランス広場、駐車場との整合を図りながら、具体的な事例を参考に新しい市民体育館に必要な機能設備を検討する必要がある。

『3. 市民体育館の機能設備』について、市民体育館の敷地面積、その他自治体体育館具体例を参考に、新しい市民体育館に必要な機能設備を審議いただきたい。

【審議】

（村上委員）

新しい体育館の建築可能な高さは。

（事務局）

千鳥ヶ池公園多目的グラウンドは都市計画上、第一種低層住居専用地域となっており原則10mまでの高さとなっている。県の許可を得ればそれを超える高さの建築が可能であるが、日照権の問題等をクリアすることが求められる。

（長崎委員）

容積率はどうか。

（事務局）

確認する。

（斎藤委員）

防火機能を持った火気を使用できる部屋、その場合の倉庫等、そのような機能を持たせれるか検討してほしい。

（吉永部会長）

千鳥ヶ池公園多目的グラウンドに芝生広場、駐車場、エントランス広場を併せて新設することとなるが、駐車場は確保せねばならず、芝生広場を極力狭めて、体育館を大きくすることができないか。

（事務局）

芝生広場の現在の利用者については、小野公園にナイター照明を設置することで誘導する。ジュニアサッカーや市民グラウンドで活動するグラウンドゴルフ、ジュニア陸上は活動できる広さの芝生広場となっている。

(牟田口委員)

審議内容について、必要な機能設備を審議するのか、それとも新しい体育館の配置や面積や高さなど一から全てを審議するのか。こういった作業を任されているのか。

(事務局)

現在の市民体育館からはあまり大きくはできないと考えている。アリーナ面積を変えずに観客席を確保する、となると2階建となる。そうなるとウォーキングコースも必要である等、自由な意見をもらいながらこういった機能設備が必要だとか、後ほど説明する市民アンケートを踏まえながら方向性を決める作業となる。多目的トイレだったらいくつ必要だとか具体的に述べてもらっても構わない。

(吉永部会長)

現在の市民体育館で大会等が開催されると、びっしりと人が入っていて危険を感じた。子どもが今後、減少するとは言え、これから何十年先と使用される体育館であり、新しい体育館が同程度の面積で良いのかという考えもある。

(斎藤委員)

新しい市民体育館を2階建にする等、この場で決めて良いのか。

(事務局)

観客席となると2階建になるとエレベーターが必要であるし、観客席ができるとなるとこれまでの応援者を2階に上げれる。

(斎藤委員)

2階は観客席のためだけなのか。

(事務局)

ウォーキングコース等、その他機能設備について意見を挙げてもらって構わない。

(吉永部会長)

市民アンケートも参考になると考えるし、様々な意見を挙げてもらって

構わないと考えるが。

（花田委員）

大規模大会を開催するというよりも、日常的に様々なスポーツが出来る等、ある程度の方向性が決まれば審議しやすい。千鳥ヶ池公園はバスや電車でも利用できる利便性の良い場所と考える。小規模大会を開催できる程度の体育館であれば、日常的に利用され稼働率も高くなると考える。

（吉永部会長）

テーマ・コンセプトは審議会の中で一つの方向性を定めるためなのか、部外への説明材料として審議会の方向性を定めるものなのか。

（事務局）

両方である。

（牟田口委員）

絶対に必要なものを決めていく必要がある。1階であればそれは変えない等、あれもこれもと考えてても收拾がつかなくなる。その上で審議すべき。

（長崎委員）

どの種目を新しい市民体育館で行えるか、それを先に決めても良いと考える。バドミントンやバレー等、種目によって必要な高さが違ってくる。

（村上委員）

どの体育館を見てもバスケットボール2面分を確保しているため、それを確保できる面積を確保できれば良いなども考える。また、1階部分に卓球など、それほど高さを必要としない種目をする部屋やスペースを設け、2階に吹き抜けたアリーナを設置するのも手法としてあると考える。

（斎藤委員）

事務局から説明のあった、新しい体育館のアリーナを同程度にするという意見は困る。現状、練習するだけでも狭く人も通れない状況であるため、同程度のアリーナでは新しい体育館を造る意味がない。国際大会を開催する規模までは無いにしても、現状のアリーナよりも広くしたいという意見は

絶対に譲れないと考える。何とかならないのか。

(花田委員)

グラウンドゴルフ等が利用すること等を想定して芝生広場の面積を考えられていると思うが、この面積は変えれないのか。

(事務局)

芝生広場は砂ぼこりの対策としても考えられている。概ねサッカーの利用が考えられるが、他に玄海高校ホッケー部の練習場所としても考えらる。

(平野委員)

色々に変えられないことがあると考えるため、先に決めるところを決めたほうが良い。

(斎藤委員)

絶対に譲れないこと、これがあつたら良いなど、項目を分けて考えるほうが良い。

(村上委員)

考える範囲は千鳥ヶ池公園多目的グラウンド内だけか。例えばテニスコート部分までかかっても良い等はないか。

(事務局)

千鳥ヶ池公園多目的グラウンド内だけである。

(長崎委員)

現在の市民体育館の高さは。新しい市民体育館は現実的に17mほどになってくると考えるが、限界の高さは。多目的トイレの設置数等の基準はあるか。他の機能設備にも基準等あれば教えてほしい。

(事務局)

確認する。

(花田委員)

千鳥ヶ池公園の第二駐車場、第三駐車場を広げれば、市民体育館に併せ

て設置される駐車場を狭めて、市民体育館の面積を確保できるのでは。

(吉永部会長)

併せて設置される駐車場は確保すべきと考える。

(長崎委員)

テニスコートと芝生広場の兼用はできないか。仮にテニスコートを芝生広場と兼用できれば、テニスコートが広いため、その場所を市民体育館として使用できないか。

(事務局)

テニスコートは特殊なコートであるため難しい。

(花田委員)

地下駐車場の考えはないか。体育館の高さをあまり確保できないのであれば、地下駐車場とすれば駐車台数、体育館の面積を確保できる。

(村上委員)

障がい者の方も、そのような場所で乗降できれば助かる。

(事務局)

意見として挙げてもらって構わない。

(牟田口委員)

情報提供であるが、多目的トイレの設置基準について、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』で定められているようで、各階に1箇所以上とされているようである。また、一定の床面積を超える場合には複数の多目的トイレを設置することとなっているようであるため、詳細には事務局で調べてほしい。

(事務局)

調査する。

(事務局)

今後、市公式LINEを媒体にした市民アンケート、現市民体育館にご

意見箱の設置、市民自由参加型のワークショップを実施する。審議会で挙げた意見はもちろんであるが、一般市民の意見を広く聴取することも重要であると考え、市民アンケート、ワークショップの実施を予定している。ワークショップについては、概要を作成中であり、参加者から新しい市民体育館について広く意見を聴取する内容を考えている。市公式LINEを媒体にした市民アンケート、現市民体育館に設置する意見箱について、7月8日（火）から8月12日（火）を予定する。また、ワークショップについて、資料には9月実施と記載しているが、8月10日（日）開催予定のため訂正をお願いする。

（牟田口委員）

市民アンケートは、市民から無作為抽出するような調査方法か。

（事務局）

市公式LINEに登録された市内在住者全員を対象とする。

（吉永部会長）

また次回審議会に参加いただき、示された条件を加味しながらさらなる意見を挙げてもらいたい。

（事務局）

次回の審議会は9月上旬に開催する。前回審議会では第3回審議会を7月に開催すると伝えていたが、市民アンケート、ワークショップの結果を第3回審議会では報告し、それを踏まえて審議するとより良い審議になると考えることから、第3回審議会を9月上旬開催に変更する。